

## 第6節 資源の循環利用と廃棄物の適正処理

### 1 資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の現況

#### (1) 循環型社会の推進

我が国における社会経済活動は、20世紀後半一貫して拡大基調にあり、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、相次ぐ不法投棄など深刻な社会問題を引き起こしています。

これらの問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に根ざしたものであり、その根本的な解決を図るためには、これまでの社会経済のあり方や私たちのライフスタイルを見直さなければなりません。

こうしたことから、今、「循環型社会」の形成を推進することが、強く求められています。

循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をするという、いわゆる「3R（スリーアール）」を進め、最後に適正処分をすることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とする社会です。

国では、平成12年度を循環型社会元年と位置づけ、同年5月には、循環型社会形成推進基本法を制定したほか各種リサイクル法など関連法令の整備を進めております。さらに、平成15年3月には我が国が目指す循環型社会の具体的なイメージ、数値目標、国民・事業者・行政等が果たすべき役割等を定める「循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

徳島県においても、平成16年3月に策定した「徳島県環境基本計画」の中で、「廃棄物ゼロとくしまの実現」を重点プログラムの一つとして位置づけ、廃棄物の発生抑制及び資源の循環利用に積極的に取り組むこととしています。

具体的には、県民のライフスタイルの変革を促すための3Rの普及啓発活動や廃棄物を資源として利用する環境関連産業の創出・振興の取り組みを進めています。

#### (2) 一般廃棄物

県下におけるごみの排出及び処理の状況は、表2-2-121のとおりであり、11年ぶりにごみの排出量は減少しています。平成14年度におけるごみの総排出量は、1日当たり837.7tでそのうち市町村処理によるものは97.3%であり、自家処理は2.7%です。また1人1日当たりのごみ排出量は、1,008.5g/人・日となっています。なお、1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均では1,124g/人・日（13年度実績）となっています。

一方、上記ごみの総排出量から、1日当たりの自家処理量を除いた市町村処理量は、815.1t/日である。そのうち、641.8t/日（76.6%）が直接焼却処理され、6.1t/日（0.7%）が直接埋立処理されています。その他の167.2t/日（20.0%）については、大部分が資源回収により、資源化されています。

次に、平成15年度末現在の県下のごみ処理施設の整備状況については、表2-2-122のとおりであり、焼却処理施設は、1,184.78t/日（処理能力）、粗大ごみ処理施設は、196.5t/日、資源化等施設225.34t/日です。

表2-2-121 ごみ排出及び処理の状況

年度		9		10		11		12		13		14		
人口		838,539人		838,963人		837,044人		835,068人		832,823人		830,657人		
排出量		t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	
処理内容	市町村処理	焼却処理	599.5	74.5	628.7	75.2	626.0	74.5	657.6	76.5	678.2	78.9	641.8	76.6
		埋立処理	40.1	5.0	36.9	4.4	37.4	4.4	15.9	1.8	5.6	0.7	6.1	0.7
		その他	118.7	14.8	134.7	16.1	146.2	17.4	158.7	18.5	153.5	17.8	167.2	20.0
		計	758.3	94.2	800.3	95.7	809.6	96.3	832.2	96.8	837.3	97.3	815.1	97.3
	自家処理	46.4	5.8	36.2	4.3	30.8	3.7	27.9	3.2	22.8	2.7	22.6	2.7	

※数値は四捨五入しているため合わない場合がある。

表2-2-122 ごみ処理施設整備状況

## ①ごみ焼却処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
徳島市	徳島市論田町元開	全連続	190	〓79
	徳島市国府町北岩延	全連続	180	〓91
鳴門市	鳴門市撫養町木津	准連続	60	〓81
小松島市	小松市芝生町花谷	准連続	70	〓83
勝浦町	勝浦郡勝浦町棚野字奥立川	機械化バッチ	9	〓93
石井町	名西郡石井町石井	機械化バッチ	30	〓78
丹生谷行政組合	那賀郡那賀町白石字炭トコ	機械化バッチ	16	〓95
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	機械化バッチ	50	〓79
松茂町	板野郡松茂町豊久	機械化バッチ	20	〓99
北島町	板野郡北島町太郎八須	機械化バッチ	26	〓85
中央広域環境施設組合	吉野川市川島町桑村	全連続	94	〓79
鴨島町	吉野川市鴨島町森藤	機械化バッチ	36	〓84
美馬環境整備組合	美馬市脇町字鴨地	准連続	72	〓97
みよし広域連合	三好郡池田町西山字登り尾	准連続	50	〓81
東祖谷山村	三好郡東祖谷山村釣井	固定バッチ	※ 3	〓95
藍住町	板野郡藍住町富吉	准連続	30	〓80
山川町	吉野川市山川町馬見尾	機械化バッチ	※ 13	〓89
一字村	美馬郡つるぎ町一字字中横	固定バッチ	※ 2	〓89
板野町	板野郡板野町松谷カロフト	機械化バッチ	※ 16	〓90
阿南市外二町衛生組合	阿南市橘町土井崎	全連続	120	〓90
木屋平村	美馬郡つるぎ町木屋平字川上	固定バッチ	※ 2	〓95
旭鉱石株式会社	徳島市飯谷町枇杷の久保	全連続	41.06	〓02
バンドウリメーク(株)	徳島市入田町月ノ宮	全連続	60.72	〓03
岸小三郎	徳島市不動本町	全連続	30	〓03
計19施設 (休止中5施設を含まない)			1,184.78 (休止中5施設の処理能力を含まない)	

※は、休止により現在は稼動していない施設

## ②粗大ごみ処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
鳴門市	鳴門市撫養町木津	破碎、圧縮	30	〓81
みよし広域連合	三好郡池田町西山	〃	15	〓81
阿南市外二町衛生組合	阿南市橘町土井崎	破碎	30	〓90
(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市丈六町山根	破碎、圧縮	43	〓91
(株)三紅	徳島市飯谷町高良	〃	43	〓91
	小松島市田浦町前山			
丹生谷行政組合	那賀郡那賀町白石	〃	6	〓95
美馬環境整備組合	美馬市脇町字鴨地	〃	20	〓97
松茂町	板野郡松茂町豊久	〃	9.5	〓00
計8施設			196.5	

③ 資源化等施設（前処理施設を含む）

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
佐那河内村	名東郡佐那河村下字仕出	破 碎 、 圧 縮	0.5	〃 72
神山町	名西郡神山町阿野字南倉目	〃	4	〃 96
山川町	吉野川市山川町堤外	〃	4	〃 78
鴨島町	吉野川市鴨島町森藤西ノ鼻	圧 縮	4	〃 94
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	破 碎 、 圧 縮	20	〃 79
阿南市外二町衛生組合	阿南市津乃峰町西分	選 別 、 圧 縮	13.7	〃 01
中央広域環境施設組合	吉野川市川島町桑村	破 碎 、 圧 縮	42	〃 79
みよし広域連合	三好郡池田町登り尾	圧 縮	10	〃 96
石井町	名西郡石井町浦庄字下浦	〃	3.9	〃 98
			0.5	〃 98
徳島市	徳島市国府町北岩延字桑原	〃	30	〃 99
みよし広域連合	三好郡池田町大和字古畑	破 碎 、 圧 縮	17	〃 00
勝浦町	勝浦郡勝浦町棚野字奥立川	〃	1	〃 78
丹生谷行政組合	那賀郡那賀町白石	圧 縮	0.5	〃 98
徳島資源リサイクルセンター(有)	阿南市上中町中原	選 別 、 破 碎	15	〃 00
バンドウリメーク(株)	徳島市入田町月ノ宮	〃	25	〃 01
旭鋳石株式会社	徳島市飯谷町枇杷の久保	〃	34.24	〃 02
計16施設			225.34	

④ その他のごみ処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンドリング処理	300	〃 01
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンドリング処理	10	〃 04
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンドリング処理	3	〃 04
計3施設			313	

(3) 産業廃棄物

① 発生量

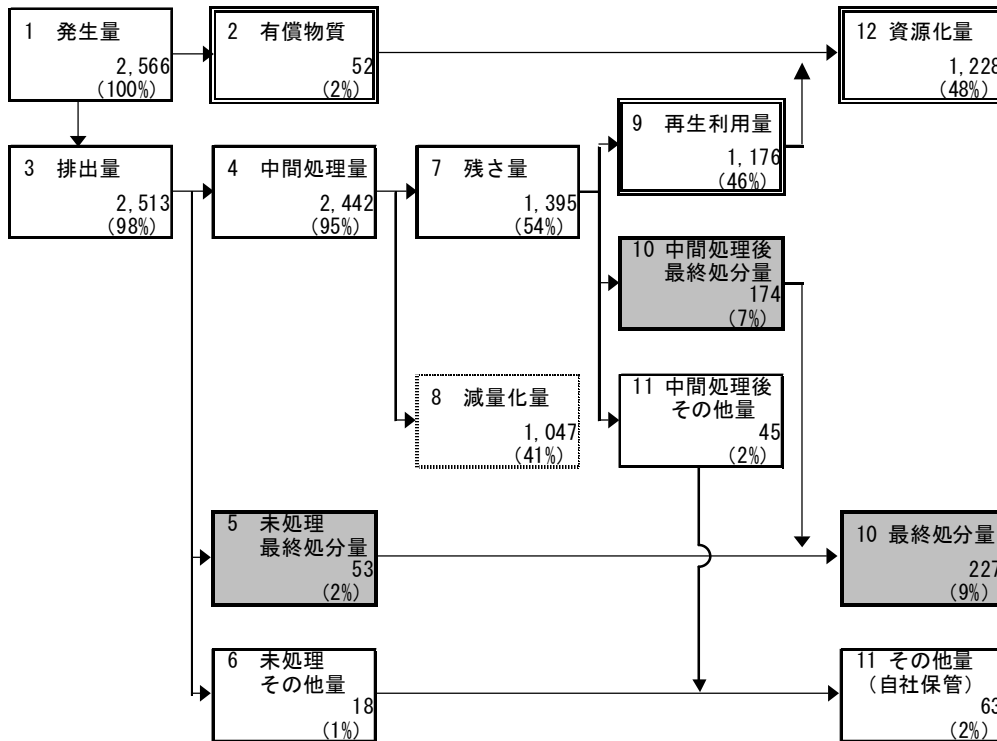
平成10年度の実態調査による産業廃棄物の総排出量は、約251万tとなっています。

種類別には、汚泥が約86万tで全体の34%を占めており、この他には動物のふん尿が約90万t（36%）、がれき類が約50万t（20%）となっています。（表2-2-123）

表2-2-123 平成10年度産業廃棄物排出量（種類別）

廃棄物名（種類）	数量（t）	構成比（%）	廃棄物名（種類）	数量（t）	構成比（%）
燃 え 殻	12,114	0.5	ガラスくず陶磁器くず	12,649	0.5
汚 泥	855,977	34.1	絨 さ い	64,344	2.6
廃 プ ラ ス チ ッ ク	26,152	1.0	が れ き 類	503,865	20.0
紙 く ず	15,752	0.6	ば い じ ん	14,602	0.6
木 く ず	45,820	1.8	動 物 の ふ ん 尿	896,600	35.7
動 植 物 性 残 さ	19,416	0.8	そ の 他	22,796	0.9
ゴ ム く ず	59	0.0			
金 属 く ず	23,057	0.9	合 計	2,513,203	

図2-2-40 平成10年度産業廃棄物の処理状況



② 産業廃棄物処理業の許可業者の状況及び産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項に基づく産業廃棄物処理許可業者及び同法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の状況は次のとおりです。

(ア) 産業廃棄物処理業者

平成16年3月31日現在における産業廃棄物は780業者であり、このうち収集・運搬のみを行う業者は685業者と全体の約9割を占めています。(表2-2-124)

県内で産業廃棄物の処理を行う業者は780業者で、このうち収集・運搬のみを行う業者は685業者(88%)、収集・運搬、中間処理を行う業者は69業者(9%)、収集・運搬、最終処分を行う業者は4業者、収集・運搬、中間処理、最終処分を行う業者は5業者、中間処理のみを行う業者は14業者、最終処分のみを行う業者は3業者です。

表2-2-124 産業廃棄物処理業許可状況

(平成16年3月31日)

許可の種類	業者数	許可の種類	業者数
収集・運搬業	685	収集・運搬、中間処理業	69
中間処理業	14	収集・運搬、最終処分業	4
最終処分業	3	収集・運搬、中間処理、最終処分業	5
		計	780

(イ) 産業廃棄物処理施設

平成16年3月31日現在における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表2-4-125に示すとおり全体で221施設ありますが、このうち中間処理施設が207施設、最終処分場が14施設となっています。

表2-2-125 産業廃棄物処理施設の状況

(1) 中間処理施設

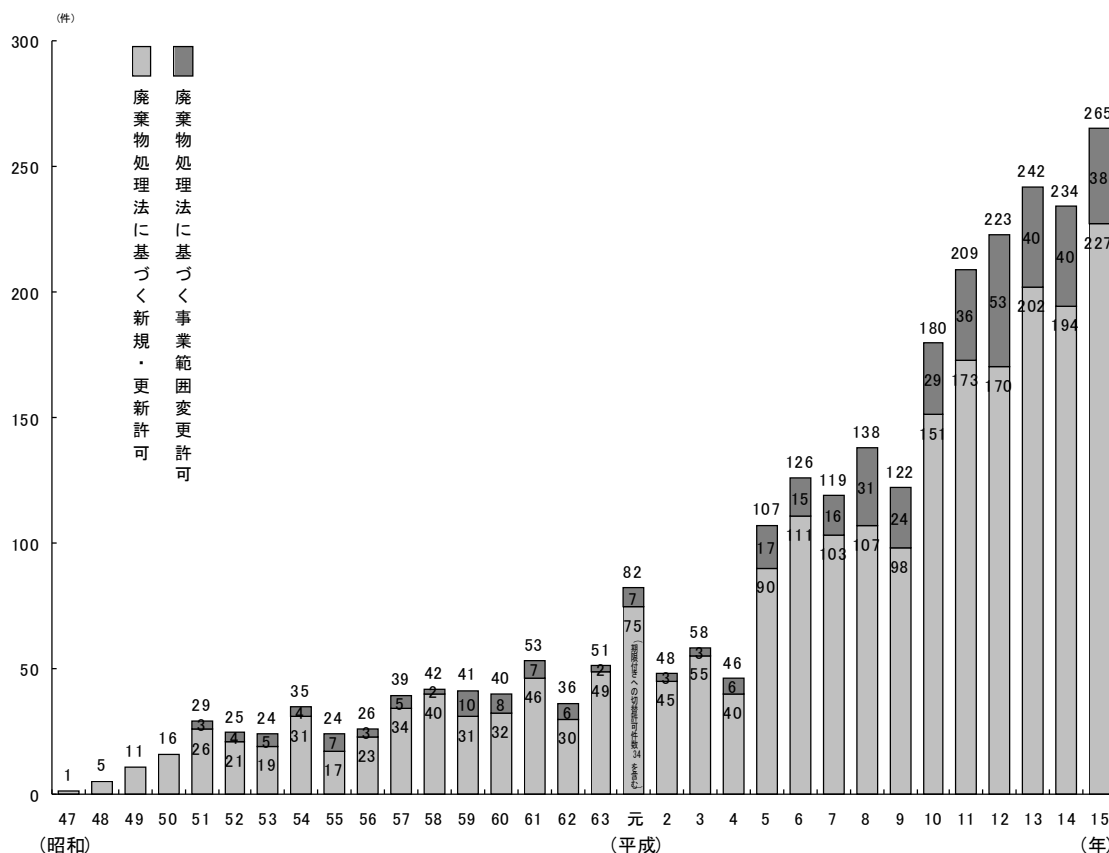
(平成16年3月31日)

	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設	104	11,942m <sup>3</sup> /日
汚泥の乾燥施設	2	94m <sup>3</sup> /日
汚泥の乾燥施設(天日)	2	400m <sup>3</sup> /日
汚泥の焼却施設	5	434m <sup>3</sup> /日
廃油の油水分離施設	2	32m <sup>3</sup> /日
廃油の焼却施設	5	71m <sup>3</sup> /日
廃酸・廃アルカリの中和施設	1	510m <sup>3</sup> /日
廃プラスチック類の破砕施設	2	14t/日
廃プラスチック類の焼却施設	25	1,448t/日
がれき類の破砕施設	48	31,480.00t/日
木くずの破砕施設	11	280.46t/日
計	207	

(2) 最終処分場

	施設数	埋立面積(m <sup>2</sup> )	埋立量(m <sup>3</sup> )
安定型処分場	11	85,358	721,068
管理型処分場	3	154,547	637,761
計	14	239,905	1,358,829

図2-2-41 年度別許可件数の推移



(4) し尿

県下のし尿処理の現況は表2-2-126のとおりであり、平成14年度における衛生処理率は98.0%となっています。

その内訳は、水洗化処理（下水道、浄化槽）80.5%、し尿処理施設による処理17.5%です。水洗化処理のうち86.9%は浄化槽によるものであり、残る13.1%は下水道によるものです。なお、海洋投入処分は0.2%、自家処理は1.8%となっています。海洋投入処分は、平成15年度現在も1町において行われています。

次に、平成15年度末現在の県下のし尿処理施設の整備状況は表2-2-127のとおりであり、全施設の処理能力の合計は984kl/日です。また浄化槽は、平成15年度中に6,081基増加し当該年度末現在、県下における浄化槽設置数（設置・廃止届数による集計）は、152,927基となっています。

表2-2-126 し尿排出及び処理の状況

年度		9		10		11		12		13		14		
人工		839,539人		838,963人		837,044人		835,068人		832,823人		830,657人		
排出量		k1/日	%	k1/日	%	k1/日	%	k1/日	%	k1/日	%	k1/日	%	
		1,048.6	100.0	1,065.4	100.0	1,038.1	100.0	1,035.5	100.0	1,074.3	100.0	1,137.5	100.0	
処理内容	水洗化処理	公共下水道	95.1	9.1	97.7	9.2	94.4	9.1	93.6	9.0	98.4	9.2	120.1	10.6
		し尿浄化槽	625.7	59.7	664.0	62.3	676.8	65.2	700.5	67.6	744.1	69.3	795.3	69.9
		計	720.8	68.8	761.7	71.5	771.2	74.3	794.1	76.6	842.5	78.4	915.4	80.5
	市町村処理	し尿処理施設	255.8	24.4	240.8	22.6	236.0	22.7	214.0	20.7	207.4	19.3	199.3	17.5
		下水道投入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		海洋投入	38.2	3.6	32.7	3.1	2.9	0.3	2.8	0.3	2.8	0.3	2.6	0.2
		計	294.0	28.0	273.5	25.7	238.9	23.0	216.8	20.9	210.2	19.6	201.9	17.7
	自家処理		33.8	3.2	30.2	2.8	28.0	2.7	24.6	2.4	21.6	2.0	20.2	1.8

※数値は四捨五入しているため合わない場合がある。

表2-2-127 し尿処理施設整備状況

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (k1/日)	使用開始年度
徳島市	徳島市論田町元開	標準脱窒素	150	84
		好気性消化	120	78
鳴門市	鳴門市撫養町木津	高負荷脱窒素	85	94
小松島市外三町村衛生組合	小松市立江町大田浦	膜分離高負荷脱窒素	87	00
丹生谷行政組合	那賀郡那賀町日浦字追立口	高負荷脱窒素	16	93
海部郡衛生処理事務組合	海部郡日和佐町日和佐浦	高負荷脱窒素	20	88
	海部郡穴喰町大字穴喰浦	無希釈高負荷	25	85
阿北環境整備組合	阿波郡市場町大字市場	標準脱窒素	100	84
吉野川環境整備組合	美馬市穴吹町三島	標準脱窒素	70	88
三好郡環境衛生組合	三好郡井川町西井川	好気性消化	70	81
松茂町	板野郡松茂町豊久	好気性消化	20	80
北島町	板野郡北島町中村	標準脱窒素	30	82
藍住町	板野郡藍住町奥野	二段活性汚泥処理	30	82
板野町	板野郡板野町吹田	標準脱窒素	20	83
石井町	名西郡石井町高川原	膜分離高負荷脱窒素	35	98
阿南市外二町衛生組合	阿南市熊谷町定方	膜分離高負荷脱窒素	106	99
計16施設			984	

## (5) 畜産環境問題

家畜排せつ物は、畜産経営から発生する副産物であり、肥料三要素、微量元素等を多く含んでいることから、従来から農産物、飼料作物の生産にとって貴重な資源として有効に活用されてきました。

しかしながら、近年、急速な飼養規模の拡大等により自己経営内あるいは地域内における家畜排せつ物の有効利用が困難となりつつあるとともに、農村地域の混住化の進展、さらには環境問題に対する県民の関心が高揚する中で、家畜排せつ物の管理の在り方をめぐり、畜産農家と地域住民との間で環境問題の発生が増加する傾向にあります。畜産経営に起因する環境問題に関する年間届出件数は、近年50件程度で推移していましたが、平成16年度には42件（7月1日とりまとめ状況）の届出があり、悪臭を中心に水質汚濁、害虫発生が主な原因となっており、これらが複合的に発生している場合もあります。地域住民からの環境問題の苦情申し立てについては、関係する行政機関の指導によりほとんどが解決しています。しかしながら悪臭については抜本的対策が難しく、有効かつ低コストな処理技術開発が望まれます。

環境問題に関する法律では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で家畜排せつ物及び動物の死体が産業廃棄物に指定されているほか、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」等が制定されています。また、畜産業における家畜排せつ物の適正な管理を確保し、有機資源としての有効利用を一層促進することにより、畜産経営の健全な発展を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が成立し、平成11年11月1日から施行されています。

県としても、畜産農家をはじめ、関係機関、関係団体等に周知するとともに、家畜排せつ物の利用の目標、処理高度化施設の整備に関する目標等を定めた県計画を策定、それを公表し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図っており、関係者が一丸となって畜産環境保全対策を積極的に推進し、畜産農家自らの環境問題に対する意識の高揚と、家畜排せつ物の利用の促進を図るため、有機質肥料としての活用を基本とした指導を実施し、環境の保全に努めています。

県内3家畜保健衛生所による平成15年7月1日から平成16年6月30日までの畜産環境保全指導実態調査結果を基に、平成16年7月1日に取りまとめた過去1年間の畜産経営に起因する環境問題の発生件数は 42件（対前年比145%）で、総調査戸数 1,039戸に対する発生戸数割合は4.0%となっています。

家畜の種類別では乳用牛9件（21.4%）、ブロイラー9件（21.4%）、豚4件（9.6%）、採卵鶏6件（14.3%）、肉用牛7件（16.7%）、その他7件（16.6%）となっています。

届出の内容別では、悪臭発生18件（42.9%）、水質汚濁6件（14.3%）、害虫発生3件（7.1%）のほか悪臭発生と他の汚染が複合して発生しているものもあります。

苦情発生件数は昨年度に比べて増加しており、その詳細については、表2-2-128のとおりとなっております。

表2-2-128 畜産経営に係る苦情発生件数

調査期間：平成15年7月～平成16年6月

（単位：件）

届出内容 畜種	水質汚濁	悪臭	害虫発生	水質汚濁と 悪臭発生	水質汚濁と 害虫発生	悪臭発生と 害虫発生	水質・害虫・ 悪臭	その他	計
乳用牛		7		1		1			9
肉用牛	2	2		1		1	1		7
ブタ	1	2				1			4
採卵鶏	1	1	3					1	6
ブロイラー	2	2				2		3	9
その他		4						3	7
計	6	18	3	2	0	5	1	7	42

（注）届出内容のその他の欄には、不法投棄等を含む。

## 2 資源の循環利用と廃棄物の適正処理に向けた対策

### (1) 循環型社会の形成推進

- ① リサイクル施設・設備の導入、技術開発を促進するため、関係者及び情報の交流促進や経済的支援を行っています。
  - ア 「とくしまエコタウンプラン」の策定
  - イ 徳島県環境関連産業立地促進資金融資制度の創設
  - ウ 「とくしま環境ビジネス交流会」の開催
  - エ 循環資源交換情報システム「リサイクルネット徳島」の運営
  
- ② 循環型社会関連法の円滑な運用を図るとともに、3Rに関する県民、事業者、市町村等の理解や自主的な取り組みを促進するため、市町村の取り組みに対する支援、普及啓発等を行っています。
  - ア 新聞、ラジオ等マスメディアを通じた広報啓発の実施
  - イ 循環型関連法令等研修の実施
  - ウ 循環型社会づくり支援費補助事業の実施
  
- ③ 簡易包装の推進等、環境にやさしい取り組みを行う店を「エコショップ」として認定し、広報啓発を行っています。
  - ア エコショップの認定（平成16年度末のエコショップ認定数284件）
  - イ 情報誌「リサイクルとくしまプレス」「エコショップマップ」の作成、配布
  
- ④ 県民、事業者、行政が一体となって環境負荷の低減に向けた取り組みを行う「とくしま環境県民会議」のクリーン・リサイクル推進部会において、環境美化やごみの減量・再生利用を推進するための事業を計画的に実施しています。

### (2) 一般廃棄物処理対策

- ア 循環型社会の形成に向けた県民・事業者・行政等の役割を示した「徳島県廃棄物処理計画」等により、ごみの減量化及び適正処理、市町村による広域的な処理施設の整備を推進しています。
- イ 「第3期徳島県分別収集促進計画」により、市町村による分別収集の促進を推進しています。
- ウ 市町村の一般廃棄物の処理状況を取りまとめた「徳島県の一般廃棄物」を作成し、県民、事業者、行政等に対して県内のごみ処理の現状を認識してもらうことで、ごみの発生抑制、再生利用等の取り組みを促しています。

### (3) 産業廃棄物適正処理対策

産業廃棄物については、排出事業者処理の原則の徹底を図り、適正処理の推進に努めるとともに、廃棄物監視員等による定期的な立入検査を行い適正処理について指導しました。

適正処理の基本的な考え方は、次のとおりです。

#### ① 排出抑制、減量化及び再生利用の促進

事業者等は、産業廃棄物の発生量及び排出量を抑制し、さらに排出された産業廃棄物については、可能な限り減量化及び再生利用を行い最終処分量の低減を図る。

#### ② 適正処理の推進

##### (ア) 委託処理の適正化

排出事業者は、廃棄物を委託処理する場合は、廃棄物処理法で定める委託基準を厳守するほか、適正な処理費用を負担する。



#### (イ) 収集・運搬、積替え、保管の適正化

収集・運搬、積替えについては、種類や性状に応じた適切な容器を使用するとともに悪臭、騒音又は振動により周辺環境の保全に悪影響がないように適切な措置を講じる。

産業廃棄物の保管については、発生、処理処分過程での停留を最小限にし、分別を徹底し、種類や性状ごとに保管するとともに、生活環境の保全上支障の生じない施設に保管する。

#### (ウ) 中間処理の推進

資源の有効利用を図るため、中間処理においては再生利用を最優先するとともに、埋立処分を目的として中間処理を行う場合には、減量化及び減容化に努め、最終処分量を抑制する。特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化を確実にを行う。

#### (エ) 最終処分の適正化

埋立による最終処分については、大気汚染、水質汚濁、悪臭及び騒音等を防止するとともに埋立終了後の跡地の利用を考慮した地域環境の整備に役立つ適切な方法を用いるなど、環境保全に万全を期す。

最終処分場については、埋立終了後も埋立地からの放流水等により周辺環境への影響がなくなるまで管理する。

#### ③ 産業廃棄物処理施設の安定的確保

減量化及び再生利用、無害化及び安定化等の処理を行う中間処理施設や最終処分場を継続的、安定的に確保するために、排出事業者及び処理業者は、既存の処理施設を有効に利用するとともに計画的かつ自主的な処理施設の整備を図る。

また、県は、排出事業者及び処理業者等の自己努力による処理施設の確保が困難になりつつある現状を踏まえ、引き続き公共関与による最終処分場の整備に努めるとともに、排出事業者等の処理施設の設置に当たっては、土地利用計画との整合性をとり、生活環境の保全を確保し、関係住民の理解に努めるよう指導し、処理施設の円滑な整備を推進する。

#### ④ 環境負荷の低減

産業廃棄物の処理に当たっては、可能な限り環境負荷の少ない処理技術を導入するなど周辺の環境への負荷を最小限にするよう十分な配慮を行うとともに安全かつ効率的な処理を促進する。

特に、最終処分場の設置においては、自然界と無理なく調和が図れるよう立地条件等を十分に考慮するものとする。

#### ⑤ 県民の理解と協力の確保

産業廃棄物の適正処理及び処理施設の安定的確保には、県民の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の適正処理を実践することにより県民の信頼と理解を得ることに努めなければならない。

また、県は、産業廃棄物の処理の状況、施策及び動向などの情報を県民に提供し、産業廃棄物処理に対する県民の理解と協力が得られるように努める。

#### (4) し尿処理対策

浄化槽対策としては、昭和60年10月1日浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に伴い昭和62年4月1日に指導基準（徳島県浄化槽取扱要綱）を制定し、行政指導体制の整備を図っております。また、浄化槽の適正管理を推進するため、法定検査制度（指定検査機関による水質検査）が発足し、検査事業は、昭和62年4月1日から実施されています。

検査実績については、表2-2-128のとおり毎年検査実施基数は増加しています。浄化槽法定検査は判定ガイドラインの導入により基準が強化されており、一層の指導に努めております。

表2-2-129 法定検査実施状況

(7条検査)

年 度		10	11	12	13	14	15
検査実施数	基(%)	6,103(100)	5,123(100)	4,260(100)	4,473(100)	3,669(100)	5,222(100)
検査結果 基(%)	適正	3,185(52.2)	3,015(58.9)	2,156(50.6)	2,382(53.2)	1,997(54.4)	2,817(53.9)
	おおむね適正	2,789(45.7)	1,999(39.0)	1,962(46.1)	1,962(43.9)	1,551(42.3)	2,188(41.9)
	不適正	129(2.1)	109(2.1)	142(3.3)	129(2.9)	121(3.3)	217(4.2)

(11条検査)

年 度		10	11	12	13	14	15
検査実施数	基(%)	30,972(100)	33,506(100)	37,357(100)	38,245(100)	41,632(100)	44,894(100)
検査結果 基(%)	適正	13,800(44.6)	11,724(35.0)	15,033(40.2)	16,481(43.1)	17,290(41.5)	18,694(41.6)
	おおむね適正	13,980(45.1)	19,059(56.9)	19,885(53.2)	19,586(51.2)	21,766(52.3)	23,324(52.0)
	不適正	3,192(10.3)	2,723(8.1)	2,439(6.5)	2,178(5.7)	2,576(6.2)	2,876(6.4)

### (5) 畜産環境問題防止対策

畜産経営に起因する環境問題の発生を防止し、生活環境の保全と畜産経営の安定を図るため、必要な施設等を整備するとともに、家畜排せつ物の適正かつ有効な利用を促進するため、次の事業を実施しています。

#### ① ソフト事業

畜産経営に起因する環境問題発生の防止を図るため、総合的な指導体制を整備し、巡回指導、実態調査及び環境問題防止技術の普及浸透等を実施するとともに畜産農家と耕種農家の連携による堆きゅう肥の流通を促進するための事業を実施しています。

#### ② ハード事業

家畜排せつ物の合理的かつ効率的な処理利用を行うための施設を整備し畜産経営に起因する環境問題を防止する事業に助成しております。

## 3 今後の取り組みの方向性

### (1) 循環型社会の形成推進

「廃棄物ゼロとくしま」を目指し、県民、事業者、行政が一体となって循環型社会に向けた取り組みがなされるよう積極的な広報啓発を行うとともに、環境関連産業の創出・振興を図るための各種支援を行う等、本県における循環型社会の形成を推進するため「廃棄物ゼロ社会づくり推進事業」を実施します。

#### ① 環境関連産業の創出・振興

事業者におけるリサイクル施設・設備の導入、技術開発を促進するため、低利融資制度の他、環境関連分野に関する産官学民が交流できる組織の設立や補助金等支援制度の導入を検討し、関係者の交流及び経済的支援を推進します。

また、インターネットのホームページ「徳島県循環資源交換情報システム（リサイクルネット徳島）」に廃棄物等の提供情報と受入情報を掲載し、互いに情報交換を図ることによって、廃棄物の循環資源としての有効利用を促進します。

さらに、県内の廃棄物等を利用したリサイクル製品や、廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用に取り組み著しい成果を上げている事業書を認定する「リサイクル認定制度」の導入について検討し、資源の有効利用を促進します。

#### ② 循環型社会関連法の広報・普及啓発

各種リサイクル法など循環型社会関連法の啓発事業を実施し、県民の理解と協力を求めます。

また、「エコショップ（環境にやさしい店）」の認定・普及により、ごみの減量化とリサイクルを促進します。

## (2) 一般廃棄物

- ア 「徳島県廃棄物処理計画」等に基づき、各主体によるごみの減量化及び適正処理を引き続き推進するとともに、市町村による広域的な施設整備に向け、引き続き市町村を指導します。
- イ 「第3期徳島県分別収集促進計画」に基づき、市町村による分別収集の促進や処理体制の整備に向け、引き続き市町村を指導します。
- ウ ホームページ等を活用した情報提供の充実を図り、ごみの減量化に関する啓発をより一層図っていきます。

## (3) 産業廃棄物

産業廃棄物の適正な処理を推進するため次の事業を行います。

### ① 法及び要綱の趣旨の徹底

事業者、処理業者及び市町村等（以下「事業者等」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、徳島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「要綱等」）の趣旨の徹底を図る。

### ② 減量化、再生利用の推進

産業廃棄物の減量化、再生利用を推進するため、事業者等に対し技術研究開発を積極的に行うよう指導、助言に努める。

### ③ 廃棄物処理施設の確保の促進

産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場の確保を推進するため、要綱等に基づき、事業者等に対し指導する。

### ④ 事業者等に対する監視指導の強化

廃棄物監視員による定期的な立入調査等、各種の監視指導事業を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進する。

### ⑤ 関係機関との連携の強化

産業廃棄物処理行政を推進する上で必要な事項について常に市町村関係機関と密接な連携を図る。

また、不法投棄等の不適正処理に対しては、徳島県産業廃棄物不法投棄対策連絡協議会などを通して対応する。

### ⑥ 住民の理解と協力

産業廃棄物の処理及び処理施設の現状、必要性等について、県民に周知を図り、理解と協力を得るように努める。

### ⑦ 産業廃棄物処理業者等の指導育成

（社）徳島県産業廃棄物処理協会の組織の強化や自主的な活動を指導支援するとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、各種の施策を講じる。

### ⑧ 公共関与による産業廃棄物処理事業の推進

（財）徳島県環境整備公社による沖洲流通港湾内の廃棄物最終処分場は平成17年3月で埋立終了予定であるが、橘港小勝・後戸地区の廃棄物最終処分事業を引き続き行う。

また、徳島空港周辺整備事業の中で新たな廃棄物最終処分場の整備をすすめる。

### ⑨ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、事業者等のPCB廃棄物の保管状況を把握し、適正保管を指導する。また、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、必要な施策を講じる。

## (4) し尿

浄化槽対策としては、法定検査体制の充実（検査員の養成）等を図る一方、浄化槽の適正な維持管理を図るため、県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

また、浄化槽設置の推進を図るため市町村が実施する、浄化槽整備事業に対する補助制度を設けており、このうち、個人が浄化槽を設置する場合に補助を行う浄化槽設置整備事業については、全市町村において実施さ

れています。また、市町村が設置主体となり、浄化槽の面的整備を行う浄化槽市町村整備推進事業については、平成15年度から井川町において実施されています。

浄化槽整備事業は生活排水対策として有効な事業であることから、今後とも県下全市町村において当該事業を推進し、浄化槽の設置を促進する必要があります。